

定期監査報告(第4号)

1. 監査の対象

住民環境課、建設課

2. 監査の期日

令和6年11月25日(月)

令和6年11月26日(火)

3. 監査の方法

当該年度中に執行された財源に関する事務が適切かつ効率的に執行されているか、事前に資料の提出を求め、内容等について調査検討し、執行当日は関係職員出席のもと関係書類及び諸帳簿の監査に併せ、随時説明を求めながら次の事項に留意し実施した。

- (1) 事務事業が計画的かつ効率的に進められているか。
- (2) 最小の経費で最大の効果を上げているか。
- (3) 事務事業が常に住民の福祉の向上に役立つよう推進されているか。
- (4) 施設の維持管理状況について。

4. 監査の結果

予算の執行状況、物品・備品の出納状況及び施設の維持管理状況は概ね適切であると認められた。

【住民環境課】

・ごみ収集、分別が守られない問題について、英語が通じない外国人が増加している。中国語は職員が対応できるが、それ以外の言語しかできない外国人の増加により分別回収等の指導に困難が生じている。

また、工事関係車両や観光客の増加等に伴い車からのごみの投棄が増加している。注意喚起看板を設置する等努力が見られるものの、今後においては、縦割りではなく横断的に、道路管理や景観保全並びに観光の観点から、町全体で考え必要があると考える。なお、既存の事業を拡充するためには、新たな財源を活用するなど検討すべきものとする。

・ごみ収集業委託業者等が収集作業に従事する場合は、ヘルメットの着用と交通法規の遵守が仕様書等に明記されているものの、守られていない状況が散見される。今後においては、作業の安全確保の観点から、指導を徹底すべきである。

【建設課】

- ・町全体の住宅不足を鑑み、町営住宅のうち即時利用可能な戸数を把握し、入居までのタイムロスの発生を抑える運用に努めていただきたい。

- ・工事等の入札において、入札者は金額が記された札と、工事内訳書を同時に提出していただくこととしているが、工事内訳書にも入札された札にもチェックの形跡がない。この双方に乖離があれば入札は無効となることから、チェックは目視ではなくペン等を入れて行うこと。

また、最低制限価格計算書等の保管についても厳重にすべきである。

- ・公園管理等について、積雪等の影響で樹木に亀裂が入ることがあるが、公園管理者として危険な個所が確認できれば、躊躇なく立ち入り禁止等の対応をし、利用者の安全確保に努められたい。

- ・道路側溝清掃汚泥処理業務委託において、仕様書が掲載されていないことから、業務に特化した仕様書を作成すべきと考える。

- ・多面的機能支払事業補助金については、各団体から交付申請があげられてくるものの、申請者の代表だけではなく、この団体の構成員等がわかるものを添付すべきと考える。また、実績報告書が出された段階で、現地を確認し、額の確定をすること。

- ・道路側溝清掃や維持管理等の現地確認は、職員が実施していることが多いことから、業務の効率化、適正化等を考慮し業務などを民間委託すべきものとする。

なお、この委託業務等には道路敷内に不法投棄されたゴミ等の回収を含める等、観光・景観・道路維持の三面から十分検討すべきと考える。